

定期報告対象建築物の報告時期の一覧表

用途ごとに報告が必要な年が異なりますので、ご注意ください。

	用途	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
1	劇場、映画館又は演芸場		○			○			○
2	観覧場（屋外観覧場は除く。）、公会堂又は集会場		○			○			○
3	病院又は診療所（患者の収容施設があるものに限る。）	○			○			○	
4	旅館又はホテル			○			○		
5	児童福祉施設等（保育園、認定こども園、障害者支援施設などの通所施設）		○			○			○
5'	児童福祉施設等（特別養護老人ホーム、障害者支援施設、老人短期入所施設など高齢者、障害者の就寝を伴う施設）		○			○			○
6	学校又は体育館			○			○		
7	博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スケート場、水泳場又はスポーツ練習場		○			○			○
8	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗	○			○			○	
9	事務所その他これに類するもの（階数が5以上で延べ面積が1,000平方メートルを超えるものに限る。）	○			○			○	
10	共同住宅、寄宿舍で高齢者、障害者等の就寝の用に供するもの（サービス付高齢者向け住宅、グループホームなど）			○			○		